

京都府特別養護老人ホーム等生活空間向上推進事業費補助金交付要領

（目的）

第1条 この要領は、京都府特別養護老人ホーム等生活空間向上推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第16条に基づき定めるものとする。

（採択手続）

第2条 交付要綱別表第2の地域包括ケア推進事業、開設準備経費助成事業、認知症総合支援施設整備事業及び高齢者共生型まちづくり拠点施設整備事業の採択については、事業実施計画に基づいて決定するものとする。

（採択基準等）

第3条 別表1、2、3、4及び5のとおりとする。

附 則

この要領は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成28年度分の補助金から適用する。

別表1

地域包括ケア推進事業

補助事業内容	府 採 択 基 準 等	算 定 方 法	補助額
1 地域包括ケア連携相談室整備	・ 地域包括ケア連携相談室として整備し、他の類似施設との兼用は可能。 ・ 図面上当該用途（地域包括ケア連携相談室）に使用することを明記すること。	・ 地域包括ケア連携相談室の施工金額（㎡単価×床面積）で積算し、1箇所目から補助対象事業費とする。 （注）㎡単価は建築費	500万円以内又は算定方法で積算した補助対象事業費の少ない方を補助額とする。

		（建築主体工事、電気設備工事及び給排水工事等を含み、外構工事等を含まない）を延床面積で除して算出する。 ・床面積は壁芯により計算する。 ・㎡単価等の算出方法は以下同じ。	※特別養護老人ホーム、養護老人ホーム又は老人保健施設は1又は2のいずれかを（高齢者あんしんサポートハウスは1を）必ず実施すること。
2 デイ（ケア）サービス施設整備	・整備する施設と同一の建物内又は敷地内において、新たに整備されるデイサービス施設又はデイケア施設が対象。	・デイサービス施設又はデイケア施設の施工金額（㎡単価×床面積）で積算し、1箇所目から補助対象事業費とする。	
3 家族宿泊室・地域交流室の整備	[家族宿泊室整備] ※高齢者あんしんサポートハウスを除く。 ・家族宿泊室として整備し、他の類似施設（省令基準上の必置施設は除く。）との兼用は可能。 ・図面上当該用途（家族宿泊室、ゲストルーム等）に使用することを明記すること。 [地域交流室整備] ・地域交流室（地域交流スペース）として整備し、他の類似施設（省令基準上の必置施設は除く。）との兼用は可能。 ・図面上当該用途（地域交流室、地域交流スペース等）に使用することを明記すること。 ・利用計画（「地域交流事業計画」）を事業実施計画に添付すること。 ・高齢者あんしんサポートハウスの整備においては、可動式パーテーション等で地域包括ケア連携相談室と隣接することによ	・家族宿泊室の施工金額（㎡単価×床面積）で積算し、1箇所目から補助対象事業費とする。 ・地域交流室の施工金額（㎡単価×床面積）で積算し、1箇所目から補助対象事業費とする。	1,000万円以内（高齢者あんしんサポートハウスは500万円以内）又は算定方法で積算した補助対象事業費の少ない方を補助額とする。 ただし、7を実施した場合、地域交流室整備分は補助対象外とする。

	り、併せて70㎡以上確保することが望ましい。		
4 転倒安心・安全整備	・居室及び共同生活室内を根太床工法相当の衝撃を吸収する床材で施工する場合が対象。 ・根太床工法相当（ホームベース工法、クッション付きフローリング等を含む）であれば、フローリング以外の塩ビシート・タイルカーペット等の仕上げ材でも対象。（例：トイレ内は排泄物処理もあり塩ビシートとすることなどは可能。） ・上記以外の入居者が行動する場所（パブリックスペース、セミパブリックスペース等）も可能な限り当該施工とすることが望ましい。（ただし、補助対象とはしない。） （注）根太床工法相当とは、ホームベース工法、クッション付きフローリング等とし一定の衝撃吸収性能を有した工法をいう。その性能評価の指標として、JIS加速度100G以下とし、70～80Gが望ましい。当該数値については、メーカー等が公表しているデータ等を持って確認するものとする。	・根太床工法相当の工事費を補助対象事業費とする。（事業費は工事費内訳書により確認。）	3,000万円以内又は算定方法で積算した補助対象事業費の少ない方を補助額とする。 ※ 整備床数が50床以下の場合、2,000万円以内。（高齢者あんしんサポートハウスは1,000万円以内） ※特別養護老人ホーム、養護老人ホーム又は老人保健施設は4から6までのうち、2以上実施。高齢者あんしんサポートハウスは4又は6を実施。
5 排泄自立促進・個別浴槽整備	〔排泄自立促進整備（トイレ整備）〕 ・ユニット型を基本とする。 ・トイレは各個室ごとに1箇所及び共同生活室内に1箇所（車いす対応のもの）設けることが望ましい。 ・個室に全く設けない場合、共同生活室に最低3箇所（1ユニット10人の場合）以上設ける	・トイレの施工金額（㎡単価×床面積）で積算し、各ユニットの1箇所目以上から補助対象事業費とする。	

	こと。（うち車いす対応のものを2箇所以上分散配置） ・個室トイレは車いす対応でなくてもよい。 ・個室の入口を開けた場合、共同生活室等から個室トイレでの排泄行為が見えない形状とすること。 ・トイレは壁で仕切り、出入口は扉とすること。（カーテン、アコーデオンドア、半透明の亚克力板をはめたごく簡易な折れ戸等は不可。木製フラッシュ戸が望ましい。） ・便器の両脇に手すり（可動式）、縦手すりを設けること。 ・背もたれ、補助台を設けることが望ましい。 [個別浴槽整備] ・ユニット型を基本とする。 ・ユニットごと又は近接する2つのユニットに個別浴槽、脱衣室を備えた浴室を1箇所設けること。 ・浴室と脱衣室はプライバシーに配慮した「しつらえ」とすること。 ・1人の利用者と介護者の利用に適した広さの浴室及び脱衣室とすること。 ・2方向又は3方向から介助が行えること。 ・手すりが設置され、移乗台が設置できるスペースがあること。	・浴室の施工金額（㎡単価×床面積（脱衣室を含む））で積算し、1箇所目から補助対象事業費とする。 ※排泄自立促進整備と個別浴槽整備の両方を実施することが要件。
6木のぬくもり整備	・居室、共同生活室、セミパブリックスペース及びパブリックスペースの内装材に京都府内産	・府内産木材施工した工事費が400万円以上の場合、その2分の1を補助

	木材（＊）を用い、その工事費が400万円以上の場合が対象。 ＊ 京都府内産木材は京都府内産木材認証制度（ウッドマイレージＣＯ２認証制度）により認証されたものを原則とする。	対象事業費とする。（事業費は工事費内訳書により確認。）ただし、「４転倒安心・安全整備」のフローリング等に係る費用は積算対象外とする。	
７ 地域包括ケア推進拠点整備	・ 生活空間基本整備事業の補助対象とする特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人保健施設又は高齢者あんしんサポートハウスに定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の高齢者の居宅生活を支援する施設等を併設すること。 ・ 地域の高齢者が参画し、推進拠点から地域へのサービス提供を実施すること。 ・ 地元市町村が推進拠点の運営を支援すること。 （注）地域包括ケア推進拠点を整備した場合、３の地域交流室整備分は補助対象外とする。	・ 地域包括ケア推進拠点の施工金額（㎡単価×床面積）で積算し、１箇所目から補助対象事業費とする。	2,000万円以内又は算定方法で積算した補助対象事業費の少ない方を補助額とする。 ただし、立地市町村の当該施設に対する単独補助額を上限とする。

別表２

開設準備経費助成事業

補助事業内容	府 採 択 基 準 等	算 定 方 法	補助額
高齢者あんしんサポートハウスの創設において必要となる職員訓練期間中の雇上げ、地域に対する説明会等の開催等開設時から安定したサー	・ 開設前６箇月間の需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事費又は工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費及び委託料。ただし、市町村が設置する場合にあっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第４条第	定員１人当たり60万円に定員を乗じた額を補助対象額とする。	補助対象額又は補助対象経費の少ない額を補助額とする。

ビスを提供するための体制整備	1 項に規定する職員の給与を除く。 ・ 補助対象経費等については、京都府介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金（施設開設準備経費助成対策事業及び定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る分）の実施について（平成22年2月2日付け2高第48号 京都府健康福祉部高齢者支援課長通知）の第4の(1)、(3)及び(4)並びに第6の(1)に準じて取扱うこととする。		
----------------	--	--	--

別表 3

既存特別養護老人ホーム家族宿泊室整備事業

補助事業内容	府 採 択 基 準 等	算 定 方 法	補助額
既存の従来型特別養護老人ホーム家族宿泊室整備事業	・ 既存の従来型特別養護老人ホームにおいて、看取り環境の整備を目的として家族宿泊室を整備すること。 ・ 浴室、トイレ等生活設備を整備すること。	・ 家族宿泊室の施工金額の 1 / 2 を補助対象経費とする。	350万円以内又は算定方法で積算した補助対象事業費の少ない方を補助額とする。

別表 4

認知症総合支援施設整備事業

補助事業内容	府 採 択 基 準 等	算 定 方 法	補助額
1 認知症総合センターの整備	[専ら認知症に対応する診療所又は訪問看護ステーションの整備]	・ 診療所又は訪問看護ステーションの施工金額（㎡単価×床面積）の 1 / 2 を補助対象事業費とする。	1,500万円以内又は算定方法で積算した補助対象事業費の少ない方を補助額とする。
	[専ら認知症に対応する診療所及び訪問看護ステーションの開設準備] ・ 補助対象経費については、別表 2 の開設準備経費助成事業に準じる。	・ 開設準備経費の 1 / 2 を補助対象事業費とする。	150万円以内又は算定方法で積算した補助対象事業費の少ない方を補助額とする。
	[専ら認知症に対応する訪問看]	・ 訪問看護車両の購入に	50万円以内又

	護ステーションの訪問看護車両購入]	必要な経費のうち、車両本体に係る経費（税、保険料、手数料を除く）を補助対象事業費とする。	は算定方法で積算した補助対象事業費の少ない方を補助額とする。
	[初期認知症支援拠点の整備及び開設準備] ・開設準備の補助対象経費については、別表2の開設準備経費助成事業に準じる。	・初期認知症支援拠点の施工金額（㎡単価×床面積）に開設準備経費を加えた額を補助対象事業費とする。	2,000万円以内又は算定方法で積算した補助対象事業費の少ない方を補助額とする。
	[認知症デイケア施設の整備]	・認知症デイケア施設の施工金額（㎡単価×床面積）を補助対象事業費とする。	3,200万円以内又は算定方法で積算した補助対象事業費の少ない方を補助額とする。
	[認知症デイケア施設の開設準備] ・補助対象経費については、別表2の開設準備経費助成事業に準じる。	・開設準備経費の1/2を補助対象事業費とする。	150万円以内又は算定方法で積算した補助対象事業費の少ない方を補助額とする。
2 認知症ケアセンターの整備	[専ら認知症に対応する診療所又は訪問看護ステーションの整備及び開設準備] ・開設準備の補助対象経費については、別表2の開設準備経費助成事業に準じる。	・診療所又は訪問看護ステーションの施工金額（㎡単価×床面積）に開設準備経費を加えた額の1/2を補助対象事業費とする。	500万円以内又は算定方法で積算した補助対象事業費の少ない方を補助額とする。
	[初期認知症支援拠点の整備及び開設準備] ・開設準備の補助対象経費については、別表2の開設準備経費助成事業に準じる。	・初期認知症支援拠点の施工金額（㎡単価×床面積）に開設準備経費を加えた額を補助対象事業費とする。ただし、既存建物を改修して整備する場合は、改修経費に開設準備経費を加えた額の1/2を補助対象事業費とする。	2,000万円以内（既存建物を改修して整備する場合は500万円以内）又は算定方法で積算した補助対象事業費の少ない方を補助額とする。
	[認知症デイケア施設の整備]	・認知症デイケア施設の	3,200万円以内

	び開設準備] ・開設準備の補助対象経費については、別表２の開設準備経費助成事業に準じる。	施工金額（㎡単価×床面積）に開設準備経費を加えた額を補助対象事業費とする。ただし、既存建物を改修して整備する場合は、改修経費に開設準備経費を加えた額の１／２を補助対象事業費とする。	（既存建物を改修して整備する場合は１,０００万円以内）又は算定方法で積算した補助対象事業費の少ない方を補助額とする。
--	---	--	--

別表５

高齢者共生型まちづくり拠点施設整備事業

補助事業内容	府 採 択 基 準 等	算 定 方 法	補助額
高齢者共生型まちづくり拠点施設の整備	・施設整備及び開設準備 ・開設準備の補助対象経費については、別表２の開設準備経費助成事業に準じる。	・高齢者共生型まちづくり拠点施設の施工金額（㎡単価×床面積）に開設準備経費を加えた額を補助対象事業費とする。	30,000万円以内又は算定方法で積算した補助対象事業費の少ない方を補助額とする。